

# 学校において予防すべき感染症

## 感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	伝染病の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	・ 治癒するまで
	クルミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
新型コロナウイルス		
第二種	インフルエンザ	・ 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで
	百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	・ 解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	・ 発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	・ すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	・ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎等）※	

※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症